

(公財) 東京都道路整備保全公社土木工事情報共有システム (ASP 方式) の運用について

(趣旨)

- 1 (公財) 東京都道路整備保全公社が発注する建設工事・測量委託・地質調査・設計委託等において、ASP (ApplicationServiceProvider) 方式の工事情報共有システムを利用するにあたり必要事項を土木工事情報共有システム活用ガイドライン (以下、「ガイドライン」という。) に定めたものである。

(定義)

- 2 「工事情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化や個人情報の流出防止、ペーパーレス化等を実現するシステムをいう。

(対象工事)

- 3 工事情報共有システム (ASP 方式) の利用対象は、(公財) 東京都道路整備保全公社道路部の発注する土木工事・測量委託・地質調査・設計委託の契約する案件に適用する。なお、上記以外で受注者が工事情報共有システムの利用を希望する場合には、受発注者間で協議してシステム利用を決定する。

(利用システム)

- 4 工事情報共有システムは、国土交通省事業者情報共有システム機能対応要件を満たす (公財) 東京都道路整備保全公社道路部が指定するサービスを利用する。

(積算の取扱い)

- 5 工事情報共有システムの利用に係る経費 (登録料及び使用料) は、土木工事及び設備工事については共通仮設費 (技術管理費) の率計上分に含まれる。
なお、測量委託・地質調査・設計委託等については、設計変更にて費用を計上する。
その費用は、月額利用料 5 千円 (利用開始月は無料) とする。

(運用)

- 6 工事情報共有システムを利用する場合の運用については、「東京都建設局電子納品運用ガイドライン」に基づき実施する。

(問い合わせ先)

(公財) 東京都道路整備保全公社
道路部 建設課 工務係

電話 03(5381)3138